

妨害排除及び土地明渡請求控訴事件に関する和解について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 4 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定による。

妨害排除及び土地明渡請求控訴事件に関する和解について

立川市が立川市民A氏の所有する土地（以下「本件土地」という。）にアスファルト舗装をして市道として使用し、及び上下水道管の埋設を同氏の承諾なく行ったことに対し、同氏がそれらを撤去して本件土地を明け渡すように求め、東京地方裁判所立川支部に訴えを提起した平成28年（ワ）第355号妨害排除及び土地明渡請求事件において、同氏の請求が棄却されたため、これを不服とした同氏が1,394,854円及び遅延損害金の支払いを趣旨とする不法行為による損害賠償請求又は不当利得返還請求を予備的に追加し、東京高等裁判所に控訴した平成30年（ネ）第676号妨害排除及び土地明渡請求控訴事件について、東京高等裁判所の勧告に基づき、次のとおり和解する。

記

1 和解の相手方

立川市民A氏

2 裁判の経過

(1) 平成28年2月15日 立川市民A氏が立川市に対し、東京地方裁判所立川支部に訴えを提起

(2) 平成29年12月26日 第1審の判決により立川市民A氏の請求は、棄却され立川市が勝訴

(3) 平成30年1月15日 立川市民A氏が、第1審の判決を不服として東京高等裁判所に控訴

3 和解の内容

(1) 立川市民A氏は、立川市に対し、本件土地を代金884,195円で売り渡し、立川市は、これを買受ける。

(2) 前号の定めによる売買について、別途立川市民A氏を売主とし、立川市を買主とする売買契約書を締結する。

(3) 売買代金の支払期日及び所有権移転登記手続きの期日は、前号に規定する売買契約書において定めるものとし、当事者双方は、売買契約における所有権移

転登記手続きに必要な書類に係る費用を各自負担するものとする。

- (4) 立川市民A氏は、立川市に対し、本件土地を現況の更地のまま、かつ、抵当権、地上権その他所有権の完全な行使を妨げる権利のない状態で引き渡す。
- (5) 立川市民A氏は、第1審の各請求及び平成30年2月20日付けで控訴審において訴えの変更をして追加した予備的各請求を全て放棄する。
- (6) 当事者双方は、和解条項に定めるもののほか、他に何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用及び和解費用は、各自の負担とする。

和解条項（案）

- 1、 控訴人は被控訴人に対し、別紙物件目録記載の不動産（以下「本件土地」という。）を代金88万4,195円で売渡し、被控訴人はこれを買受ける。
- 2、 前項の売買については、別途控訴人を売主とし、被控訴人を買主とする売買契約書を締結する。
- 3、 売買代金の支払期日及び所有権移転登記手続きの期日は、前項の売買契約書において定めるものとし、当事者双方は、売買契約における所有権移転登記手続きに必要な書類に係る費用を各自負担するものとする。
- 4、 控訴人は被控訴人に対し、本件土地を更地（現況）のまま、かつ抵当権、地上権、その他所有権の完全な行使を妨げる権利のない状態で引渡す。
- 5、 控訴人は一審の各請求及び平成30年2月20日付で当審において追加（変更）した予備的各請求をすべて放棄する。
- 6、 当事者双方は、本条項に定めるもののほか、他に何らの債権、債務の存在しないことを相互に確認する。
- 7、 訴訟費用及び和解費用は各自の負担とする。